



印鑑登録証及び印鑑証明書交付に係る事務処理誤りについて

印鑑登録の際に誤った登録（本人名義ではなく、同一世帯の子の名義で登録）を行い、誤った内容の印鑑登録証及び印鑑登録証明書を交付する事務処理誤りがありましたので、お知らせします。

1 概要

令和8年5月11日に、Aさんが安浦市民センターにおいて、自身の印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付申請と、同一世帯のBさん（子）の住民票の写しの交付申請を同時に行いました。

その際、本来Aさん名義で行うべき印鑑登録をBさん名義で誤って登録した上、Bさん名義の印鑑登録証及び印鑑登録証明書をAさんに交付したものです。

2 影響

誤交付した印鑑登録証及び印鑑登録証明書は、Aさんが利用する前に申出により回収したため、Aさんが行う手続等への影響はありませんでした。

3 対応状況

日 時	内 容
5月11日（月） 9:00	Aさんに印鑑登録証及び印鑑証明書を交付
同日 10:00	Aさんが再度来所、申出により誤交付が発覚 誤交付となった書類を回収し、正しい印鑑登録証及び印鑑証明書を交付
5月12日（火）	Aさん宅を訪問、改めてお詫びするとともに、経緯を説明

4 原因

申請を受け付けた職員は、最初にBさんの住民票の写しの交付処理を行った後、本来であれば一旦システムの操作を終了し、改めてAさんの印鑑登録を行うべきところ、Bさんの氏名が表示された画面のまま印鑑登録処理を行いました。

さらに、交付前に担当者自身による再確認が不十分であったことに加え、受付者以外の職員及び申請者による確認を行うべきところ、これらの確認を怠ったため、誤交付に至ったものです。

5 再発防止策

印鑑登録は、個人の権利義務に関わる重要な事務であり、また、個人情報を取り扱うものであるから、誤った登録や証明書の交付は、市民の財産や信用に重大な影響を及ぼすおそれがあることを、改めて職員に周知徹底しました。

また、申請者に対しては、申請内容と交付内容が一致していることの確認を必ず求めるとともに、職員もシステムの入力及び交付内容の確認を徹底します。

さらに、本事案を踏まえ、各種証明書発行事務に係る注意喚起を庁内に通知（別紙）を行い、全庁的な再発防止を図ります。

今後は、どのような業務についても、その本来の目的を職員に改めて周知し、理解を促すことにより、再発防止に努めます。

呉行 2 第 号
令和 8 年 5 月 日

各 部 （ 局 ） 長 様

総 務 部 長
(行政改革デジタル推進第2課)

各種証明書等の交付事務の適正な執行について（通知）

本市では、内部統制制度を導入し、組織的に取組を進めているところですが、別紙報道資料のとおり、印鑑登録の際に誤った登録（本人名義ではなく、同一世帯の子の名義で登録）を行い、誤った内容の印鑑登録証及び印鑑登録証明書を交付する事務処理誤りが発生しました。

印鑑登録をはじめとする各種申請に伴う登録や証明書の交付に係る事務は、市民の権利義務に関わる重要な事務であり、また、個人情報を取り扱うものであるから、誤った登録や証明書等の交付は、市民の財産や権利に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

また、当該事案では、登録時に前の申請者の情報が画面に表示されたまま処理を行ったうえ、申請者に対して申請内容と交付内容が一致していることの確認を行わなかったこと、さらには職員もシステムの入力及び交付内容の確認が不十分であったことなど、基本的かつ重要な確認作業が徹底されていませんでした。

つきましては、各部（局）内に、上記の内容について周知していただき、再発防止に取り組んでください。

また、本事案を各部（局）の業務に当てはめ、不適正な事務処理が起らないよう、職員間・グループ間・所属内において、話し合う機会を必ず設けてください。

なお、内部統制制度に関する関係通知等は、共有ライブラリーに掲載していますので、参考にしてください。

行政改革デジタル推進第2課
改革第4G